

介護予防・日常生活支援総合事業 江東区介護予防型訪問(介護一体型)重要事項説明書

< 20 年 月 1日 現在 >

1. 当社が提供するサービスについての相談窓口

電話 03-6666-2990 (月～土 午前9時～午後6時 祝祭日、12/30～1/3は除く)

* ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2. ライフレッシュケア・ヘルパーステーション の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	ライフフレッシュケア・ヘルパーステーション
所在地	東京都江東区千田6番1号
介護保険指定番号	江東区介護予防型訪問(介護一体型)(江東区 1370805291号) 訪問介護 (東京都 1370805291号)
サービスを提供する	江東区

(2) 同事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	ケアマネジャー 介護福祉士	1名()		統括など	1名()
サービス提供責任者	介護福祉士	4名()	名()	江東区介護予防型訪問(介護一体型)計画の作成等	4名()
従事者	介護福祉士	4名()	3名()	指定訪問介護の提供	7名()
	基礎研修	名()	名()	指定訪問介護の提供	名()
	初任者研修	1名()	名()	指定訪問介護の提供	1名()
	1～2級修了者	1名()	11名()	指定訪問介護の提供	12名()

() 内は男性再掲

(3) サービスの提供時間帯

	通常時間帯 8:00～18:00	早朝 6:00～8:00	夜間 18:00～22:00	深夜 22:00～6:00	備考
月～土(祝日含む)	○	×	×	×	
日	×	×	×	×	

3. サービス内容

☆ご契約者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日、時間等は、介護予防サービス計画(ケアプラン)がある場合には、それを踏まえた江東区介護予防型訪問(介護一体型)計画に定められます。但し、契約者の状態の変化、介護予防サービス計画に位置付けられた目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。

☆江東区介護予防型訪問(介護一体型)は、自立支援の観点から、利用者ができる限り自ら家事等を行うことができるように支援することを目的としています。そのため、下記のサービスは、例えばご契約者が行う調理を訪問介護員が見守りながら一緒に行うなど、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によって行います。

(1) 生活援助

・掃除・洗濯・ベッドメイク・衣類の整理・被服の補修・一般的な調理、配下膳・買い物・薬の受け取り・その他の生活援助

(2) その他のサービス

・介護相談等

4. 利用料金

(1) 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金(料金表)の1割又は2割/3割です。但し、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額ご利用者のご負担となります。

身体介護を伴うサービス	3,214円	1回につき
身体介護を伴わないサービス	2,872円	1回につき

注1 介護保険上適切でないサービスにつきましては、自費(介護保険外)のサービスとなりますので事前にご相談ください。

【例】・趣味趣向に係わる外出(演劇・カラオケ・墓参り・地域行事への参加)・草むしり

- ・草木の水遣り・ペットの世話・大掃除・家具の移動・窓ガラス磨き・正月・節句の調理等
- ・日常的に行われる家事の範囲を超える行為等

※ 加算(本来の利用料に上乘せになる金額です)

1.初回加算 2,280円/月

新規(過去2ヶ月の間、当該事業所から訪問介護の提供を受けていない場合も含む)に江東区介護予防訪問(介護一体型)計画を作成した利用者に対して、初回に実施した江東区介護予防訪問(介護一体型)と同月内に、サービス提供責任者が自ら江東区介護予防訪問(介護一体型)を行う場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合。

2.生活機能向上連携加算Ⅰ 1,140円/月

訪問リハビリテーション事業所の理学療法士等の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした江東区介護予防型訪問(介護一体型)計画を作成と江東区介護予防型訪問(介護一体型)計画に基づくサービスの提供を行った場合に加算します。但し、初回の江東区介護予防型訪問(介護一体型)が行われた月に限る。

3.生活機能向上連携加算Ⅱ 2,280円/月

訪問リハビリテーション事業所の理学療法士等と事業所のサービス提供責任者が同時にご利用者様宅を訪問し、両者の共同による江東区介護予防型訪問(介護一体型)計画を作成と当該江東区介護予防型訪問(介護一体型)計画に基づくサービスの提供を行った場合に加算します。

但し、計画に基づく初回の江東区介護予防型訪問(介護一体型)の提供から3ヶ月間。

4.口腔連携強化加算

利用者の同意を得て、歯科医療機関及びケアマネジャーに対し、当該評価の結果を情報提供した場合に加算します。

5.介護職員処遇改善加算

別に厚生労働大臣が定める基準に適合していることを事業者が江東区に届け出てサービスの提供をする場合は、下記単位数を加算します。

但し、所定単位数は、基本サービス費に各種加算を加えた1ヶ月の総単位数とし、区分支給限度額の算定対象からは除外します。

要支援1・事業対象者 介護職員処遇改善加算Ⅰ	3,283	1月につき
要支援2 介護職員処遇改善加算Ⅰ	6,566	1月につき

(2) 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域に支援が必要な方は、訪問介護員等がお訪ねするための交通費の実費が必要です。

(3) キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金を頂きます。キャンセルが必要となった場合には、至急ご連絡ください。(連絡先 電話03-6666-2990)

①ご利用の前営業日18:00までにご連絡いただいた場合 (※1)	無料
----------------------------------	----

②ご利用の前営業日18:00以降、ご利用当日にご連絡いただいた場合(※2)	1,500円
---------------------------------------	--------

※1 前営業日が日曜、祝祭日、12/30～1/3の場合はその前日とする

※2 2人対応の場合は2倍。1日複数回のサービス利用の場合はその都度キャンセル料がかかります。

※3 体調の急変による入院等の場合、キャンセル料は発生しません。

(4) その他

① お客さまの住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気、電話、介助に必要な紙おむつ、ゴム手袋等の費用はお客様のご負担となります。

② 記録の謄写費 実費として1枚につき10円いただきます。

③ 料金のお支払方法

毎月、10日までに前月分の請求をいたしますので、25日までにお支払いください。

お支払いいただきますと、領収証を発行します。

お支払方法は、

※1：ゆうちょ銀行口座振替

※2：ゆうちょ銀行を除く金融機関口座振替

※3：三菱UFJ銀行 錦糸町支店 普通 口座番号0750661振込

※4：現金集金

の4通りの中からご契約の際に選べます。(振込の場合、お振込手数料はお客様のご負担とさせていただきます。現金集金はやむを得ない事情の方に限ります)

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当社職員がお伺いいたします。

重要事項を説明し、契約締結後、江東区介護予防型訪問(介護一体型)計画を作成しサービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

① お客様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出下さい。

② 当社の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。

その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ お客様が介護保険施設等に入所した場合
- ・ 介護保険給付でお客様の要支援認定区分が、要介護又は非該当(自立)と認定された場合
- ・ お客様がお亡くなりになった場合

④ その他

・ 当社が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当社が破産した場合、お客様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

・ お客様が、サービス利用料金の支払を2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催促したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、またはお客様やご家族などが当社のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

6. 当社の江東区介護予防型訪問(介護一体型)事業の特徴等

(1) 運営の方針

- ①利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行います。
- ②サービス提供の開始に当たり、利用者の心身状況等を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた個別計画を作成するとともに、個別計画の作成後、個別計画の実施状況の把握（モニタリング）をし、モニタリング結果を指定介護予防支援事業者へ報告します。
- ③指定江東区介護予防型訪問(介護一体型)の提供に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めます。
- ④事業実施に当たっては、関係市区町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めます。

(2) サービス利用のために

事 項	有無	備 考
ホームヘルパーの変更の可否	○	
従業員への研修の実施	○	
サービスマニュアルの作成	○	
記録の謄写費	○	前記4の(4)を参照してください。

7. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前のうちあわせにより、主治医、救急隊、親族、介護予防支援事業者等へ連絡をいたします。

主治医	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	

8. 事故発生時の対応

(1) 当社は、利用者に対する指定江東区介護予防型訪問(介護一体型)の提供により事故が発生した場合は江東区、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

(2) 当社は、利用者に対するサービスの提供にともなって賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに利用者に対して損害を賠償します。但し、当社に故意過失が無い場合にはこの限りではありません。

9. 秘密保持

(1) 当社および当社の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族等に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

(2) 当社は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。

(3) 当社は、利用者の家族等から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族等の個人情報を用いません。

10. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。【虐待防止に関する責任者 宮本 忍】

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(5)サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市区町村に通報します。

1 1. 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

(1)緊急性…直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りです。

(2)非代替性…身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りです。

(3)一時性…利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

1 2. サービス内容に関する苦情

① 当社お客さま相談・苦情担当

担当 _____ 電話 03-6666-2990

② その他

当社以外に、区市町村等の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

・ 区市町村名 江東区 担当 介護サービス利用相談 電話 03-3647-4319

・ 東京都国民健康保険団体連合会

介護サービス苦情相談窓口 電話 03-6238-0177

1 3. 当社の概要

名称 有限会社ライフフレッシュ
 代表者役職・氏名 代表取締役 宮崎 貴徳
 所在地・電話番号 東京都江東区千田6番17号 電話03-5677-5075

定款の目的に定めた事業

1. 高齢者及び心身障害者等の訪問介護事業の受託
2. 介護保険法による指定居宅介護支援事業
3. 介護保険法による次の居宅サービス事業を行う
 - (1) 訪問介護、介護予防訪問介護
 - (2) 福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与
 - (3) 特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売
 - (4) 通所介護、介護予防通所介護
4. 居宅介護福祉用具の販売
5. 前各号に附帯する一切の業務

事業所	居宅介護支援	1カ所	訪問介護	1カ所
	介護予防型訪問	1カ所	福祉用具貸与	1カ所
	介護予防福祉用具貸与	1カ所	特定福祉用具販売	1カ所
	特定介護予防福祉用具販売	1カ所		
	地域密着型通所介護	2カ所	介護予防型通所	2カ所

1 4. 第三者評価サービスの実施状況

なし